

飯田市の一部区域における酒類の提供を行う飲食店等 に対する営業時間の短縮等の要請を終了します

第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域においてご協力いただいていた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、1月31日をもって予定どおり終了します。なお、飯田市に対する「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」は当面継続します。

1 経緯

南信州圏域における感染のさらなる拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあったことから、飲食店における集団的な感染の発生が認められるなど、とりわけ感染の拡大が顕著な飯田市について、1月16日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

特別警報Ⅱ発出に伴う対策の強化として、飯田市の一部区域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行いました。

2 営業時間短縮等の要請の終了及び特別警報Ⅱの継続

飯田市においては、特別警報Ⅱの発出後、飲食店における新たな集団発生が確認されていないことから、一部区域においてご協力いただいていた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、1月31日をもって予定どおり終了します。

この間、県の要請にご協力いただいた第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域の事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

なお、飯田市における直近1週間（1月23日～29日）の人口10万人当たり新規陽性者数は25.77人（陽性者数25人）と、感染状況は未だ落ち着きを見せていないことから、飯田市に対する特別警報Ⅱは当面継続します。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 前沢直隆 (担当) 湯沢秀保
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332